

訪問看護 *de* 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 導入編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められています。

特定行為の流れ

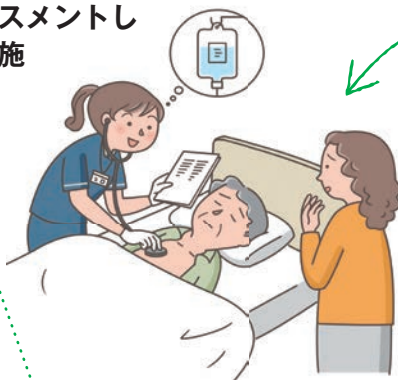
1 医師から利用者に
特定行為の説明



2 医師から手順書の交付と
衛生材料の提供



3 利用者の体調をアセスメントし
手順書に基づいて実施



4 アセスメントの内容と
実施した特定行為を医師に報告



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器（長期呼吸療法に
係るもの）関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

- ・ 専門管理加算…2,500 円（1 回 / 月）
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者（創傷処置関係）が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例

メリット1 悪化を予防



訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント

脱水を予測し補液の必要性を判断

手順書に従って点滴を実施



脱水の予防による病状の改善

メリット2 治癒を促進



訪問看護師による褥瘡の観察

臨床推論に基づく全身のアセスメントと判断

タイムリーに処置を実施・変更、栄養を管理



褥瘡の早期治癒

メリット3 生活を守る



訪問看護師による在宅での特定行為



- 生活リズムに沿った処置が可能になる
- 受診に伴う移動への身体的負担が軽減される
- 通院のための時間や病院での待ち時間が不要になる
- 受診や訪問診療の回数が減り、経済的負担が軽減される

▶ 事業所へのメリット

質の高い医療の提供

- 実地研修による高度な技術を修得した訪問看護師が安全に「特定行為（診療の補助）」を行える

看護水準の向上

- 臨床推論に基づいたアセスメントや判断力により、事業所全体の看護の力が向上する

医師との円滑な連携

- 医学的見地を踏まえた報告により、医師とのコミュニケーションが円滑になる

特定行為研修のイメージ

以下のような研修の受講により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけます。



例 創傷管理関連を受講する場合

共通科目

以下のいずれか

- 全て通学
- eラーニング + 一部通学



区分別科目

<特定行為区分>

例 創傷管理関連

<特定行為>

- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法

<実習施設>

- 協力施設の訪問看護ステーション（勤務先）
- 協力施設の病院など（勤務先外）



- ・ 在宅で行う主な特定行為研修の受講には、研修機関や区分別科目にもよりますが、概ね1年～1年半かかります。
- ・ eラーニングが活用できるため、就労しながらの受講が可能です。



この研修を受けていなければ、現在行っている医行為（診療の補助）は行えなくなりますか？



本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません

これまで通り、看護師は医師の指示で特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>

